

○登米市の新商品の生産による新たな事業分野の開拓を図る者の認定に関する
実施要綱

平成25年 1月28日

告示第6号

改正 平成28年 3月31日告示第121号

平成29年 3月31日告示第108号

(目的)

第1条 この要綱は、新規性の高い優れた新商品を生産する中小企業者等を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の2第1項第4号に規定する新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者に認定する場合における事務処理に関し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第12条の3第1項に定めるもののほか、必要な事項を定めることと併せて、市の随意契約による新商品の調達機会を拡大する等、新商品の販路開拓を積極的に支援し、もって新事業の創出及び新産業の育成により市産業の活性化を図ることを目的とする。

(申請要件)

第2条 政令第167条の2第1項第4号の認定（以下「認定」という。）を申請できる中小企業者等（以下「中小企業者等」という。）は、第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、第4号に該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 認定に係る新商品の開発に当たって、宮城県等からの補助金等の交付を受けていたもの
- (3) その他市長が特に必要と認める個人又は団体
- (4) 市内に事業所を有するものであって、市内において対象となる新商品を生産し、又は開発した者で、かつ、販売の権利を有しているものであること

2 認定に係る新商品は、市の関係機関において使用している物品の範囲内で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 第6条に規定する認定基準に基づく新商品
- (2) 宮城県が「新商品の生産による新たな事業分野の開拓を図る者」に関する認定書により、認定した新商品

(認定申請)

第3条 認定を受けようとする中小企業者等は、省令第12条の3第1項の実施計画（以下「実施計画」という。）を添えて、認定申請書（様式第1号）により市長に申請を行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款及び登記簿謄本（法人に限る。）

- (2) 最近2営業期間の貸借対照表及び損益計算書
- (3) 前条第2項第2号に該当するものにあつては、第1号及び第2号の書類に代えて、宮城県に提出した実施計画及び認定書の写し
- (4) 新商品に関する資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 認定申請書及び添付書類の提出部数は2部とし、正本1部と写し1部とする。
(事業者の認定)

第4条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、事業者及び対象となる新商品が第2条に定める申請要件に、その実施計画が第6条に定める認定基準に適合するかどうかの確認を行い、全てに適合していると認められるときは、当該申請者を新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者（以下「新商品開拓者」という。）として、登米市「新商品の生産による新たな事業分野の開拓を図る者」に関する認定書（様式第2号）により認定する。

2 市長は、前項の規定による実施計画の確認のため必要があると認めるときは、当該実施計画に係る申請者に対し、当該実施計画に関し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による実施計画の確認に際し、有識者等の意見を聴くことができる。

(認定の有効期間)

第5条 認定の有効期間は、前条第1項の規定により、市長が認定した日から3年を経過する日が属する年度の末日までとする。この場合において、新商品開拓者の当該認定に係る新商品（以下「認定新商品」という。）が省令第12条の3第1項各号のいずれにも適合すると認められるときは、1回に限り認定の更新をすることができる。

2 第2条第2項第2号に該当する新商品に係る認定の有効期間については、宮城県の認定期間と同一とする。

3 認定の更新をする場合は、第3条及び第4条の規定を準用する。

(認定基準)

第6条 認定は、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 新商品の新規性・独自性（省令第12条の3第1項第1号）

省令第12条の3第1項第1号の社会通念上又は実質的に「別個の範疇^{ちゆう}」に属す

ることについて、おおむね次の点について確認する。

- ア 同種同等の他の商品又は競合性を有する他の商品の存在の有無
- イ 特許権、実用新案権等の知的財産権に関する出願・保有等の状況
- ウ 海外における当該商品の企業化等の状況

エ その他必要な事項

(2) 新商品の社会的有用性（省令第12条の3第1項第2号）

省令第12条の3第1項第2号の「技術の高度化」若しくは「経営の能率の向上」又は「住民生活の利便の増進」に寄与することについて、おおむね次の点について確認する。

ア 商品としての完成度（著しい改良又は再開発の必要性の有無）

イ 商品価格の妥当性

ウ 法律に基づく許認可等に関する事項

エ その他必要な事項

(3) 事業実施の確実性（省令第12条の3第1項第3号及び同条第2項第4号）

省令第12条の3第1項第3号及び同条第2項第4号の新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切であることについて、おおむね次の点について確認する。

ア 新商品の生産の実施方法の妥当性

（ア） 自社生産・委託生産の別

（イ） 資材部品等の調達の概要

（ウ） 生産に必要な機械設備の概要

（エ） 生産の実施場所

（オ） その他

イ 納期及び増産への体制（対応力）

ウ 保守点検の方法

エ 新商品の生産に必要な資金の額及びその調達方法

オ 申請者の経営及び財務の状況

カ その他必要な事項

（実施計画の変更）

第7条 第4条第1項の規定により認定を受けた新商品開拓者は、当該実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長の確認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(1) 認定申請書別紙の実施計画書の「2—(3)新商品の生産に必要な資金の額及び調達方法」の表中の各区分間の内容又は合計額の20パーセントを超えない範囲で変更する場合

(2) その他市長が変更の内容に鑑みて軽微な変更と認める場合

2 前項の確認を受けようとする新商品開拓者は、変更申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

3 前項の規定による申請に係る確認については、第4条の規定を準用する。

（認定の取消し）

第8条 市長は、省令第12条の3第4項の規定によるほか、新商品開拓者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該新商品開拓者の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定新商品が、省令第12条の3第1項第1号及び第2号の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 中小企業者等でなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
- (4) 認定新商品を販売促進以外の目的で使用したとき。

2 市長は前項の規定により認定を取り消したときは、遅延なくその旨を通知する。

3 市長は第1項の規定による認定の取消しに際し、有識者等の意見を聴くことができる。

4 第1項の規定による認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は当該新商品開拓者が負担する。

(報告)

第9条 新商品開拓者は、毎年度3月末日現在における実施計画の実施状況等について、翌年度の4月末日までに、実施状況報告書(様式第4号)により市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて新商品開拓者に対し、当該新商品開拓者の認定に係る実施計画の実施状況等について報告を求め、若しくは関係書類の提出を求め、又は実地に調査することができる。

3 新商品開拓者は、実施計画に係る事業を中止したときは、事業中止届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(認定商品の扱い)

第10条 市は、自らが行う物品の調達において、新商品開拓者の認定新商品の優先的な取扱い等について努めるものとする。

2 市は、新商品開拓者の新たな事業分野の開拓に資するため、当該新商品開拓者の認定新商品に関する情報の提供、広報その他認定新商品の売上げの拡大に寄与するために必要な措置を講ずるものとする。

3 認定新商品に係る特許権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権に関する責任並びに品質及び安全性等に関する責任は、当該新商品開拓者が負うものとする。

4 市は、市の関係機関において購入した認定新商品の品質及び性能について、当該認定新商品を購入した所属長が、実際に使用した現場の意見としての使用評価(ユーザー評価)を行うものとする。

5 認定新商品を購入した所属長は、毎年度3月末日現在における使用状況の使用評価について、翌年度の4月末日までに、使用評価報告書(様式第6号)により産業経済部工業振興課に報告するものとする。

(庶務)

第11条 この要綱の施行に関する庶務は、産業経済部工業振興課において処理する。
(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年1月28日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第121号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第108号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。